

令和7年国勢調査広報業務に係る企画提案 募集要領

この要領は、宮城県内における令和7年国勢調査広報業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型企画提案方式により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

令和7年国勢調査広報業務

(2) 目的

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査である。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されている。また、民間企業や研究機関においても広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられている。

そして、この国勢調査を正確かつ円滑に実施するためには、本県の人口構造や地域特性を踏まえた独自の広報を展開する必要がある。

したがって、本業務委託は、各種情報発信や啓発事業の企画・運営に関して豊富なノウハウを有する民間企業等の企画提案の能力を活用した広報を実施することにより、調査の仕組みや重要性等について広く県民に周知を図り、世帯からの回答を確実に得ることを目的とする。

なお、令和7年国勢調査では、オンライン回答を積極的に推進していることから、回答者をオンライン回答へ誘導するとともに、特に以下の層をターゲットとして広報を実施する。

- ・調査に関心がない層やプライバシー意識が高い層
- ・回答の意思はあるが、回答が面倒であると感じる人
- ・一般的に面会が困難であるオートロックマンションに居住している人
- ・単身世帯など昼間不在がちな人
- ・スマートフォン等の操作に慣れている若い人
- ・常住外国人

(3) 業務内容

別紙「令和7年国勢調査広報業務に係る企画提案仕様書」のとおり

(4) 予定委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

(5) 実施場所

宮城県内

2 事業費（委託上限額）

金19,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

3 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の（物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領 令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (4) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (5) 過去5年以内に国、都道府県又は市区町村からの委託を受けて、類似業務（広報業務）を履行した実績を有する者であること。

4 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年4月22日（火） |
| (2) 本業務に関する質問受付期限 | 令和7年4月30日（水）午後3時まで |
| (3) 本業務に関する質問回答期限 | 令和7年5月2日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月13日（火）正午まで（必着） |
| (5) 企画提案書の書面審査（4者以上の場合に限る） | 令和7年5月14日（水） |
| (6) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 令和7年5月22日（木） |
| (7) 選考結果の通知・公表 | 令和7年5月下旬 |
| (8) 契約手続き | 令和7年6月上旬 |

5 本業務に関する質問及び回答

- (1) 受付期限
公募開始日から令和7年4月30日（水）午後3時まで
- (2) 提出方法
- イ 指定様式（様式第1号）により、電子メールに添付して提出すること。
 - ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。
toukeik@pref.miyagi.lg.jp【宮城県企画部統計課国勢調査班】
 - ハ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和7年5月2日（金）までに宮城県企画部統計課のホームページに掲載する。（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>）ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 応募手続

- (1) 企画提案書等の提出手続
本業務の企画提案書等の提出手続については、次に掲げるとおりとする。
- イ 提出書類
- | | |
|--------------------|-------------------|
| (イ) 企画提案申込書（様式第2号） | 1部 |
| (ロ) 宣誓書（様式第3号） | 1部 |
| (ハ) 企画提案書 | 10部（データも1部提出すること） |
- ※ 任意様式。A4判片面印刷で20ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）。ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。また、提出するデータはPDFとし、CD、DVD-ROMで提出すること。
- (ニ) 同種・同等業務の受託実績（任意様式） 1部
- (ホ) 業務の実施体制書（任意様式） 10部
- (ヘ) 業務の実施工程表（任意様式） 10部
- (ト) 経費概算見積書（任意様式。項目別精算内訳の概要を示すこと。） 1部
- ロ 提出期限 令和7年5月13日（火）正午まで
- ハ 提出方法
当課への持参又は郵送での提出とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし最終日は正午必着）、郵送の場合は最終日必着。
- ニ 提出先
持参の場合
- (イ) 名称 宮城県企画部統計課国勢調査班
- (ロ) 住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
(宮城県自治会館3階南側会議室)

郵送の場合

(イ) 名称 宮城県企画部統計課国勢調査班

(ロ) 住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

(宮城県庁6階北側 企画部統計課)

7 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された書類は、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案書は、本業務における委託候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、委託候補者と選定された場合であっても無効とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（公開することにより、企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる個人情報や企業情報等）を除き、開示することとなる。

8 委託候補者の選定

(1) 委託候補者の選定

県が設置する選定委員会において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効果的な企画を提案した者を委託候補者として選定する。

なお、応募者が4者以上の場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(2) 審査方法

イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を（3）審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価の上、順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。評価点が高点の場合は、委員長が選定委員会で協議の上、決定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

ロ 順位点は、以下のとおりとする。

1位：2点、2位：1点、3位：0点

審査項目	審査基準		配点	評価	点数
企画提案の内容	企画力	国勢調査の趣旨や訴求すべき内容に基づき、社会全体の関心を高める内容となっているか。	30	A B C D E	

	訴求性	・訴求対象に応じた効果的な広報の工夫がなされているか。 ・分かりやすく、多くの県民の回答意欲を促すものであるか。	30	A B C D E	
	独創性	単なる告知ではなく、国勢調査の意義や役割・重要性を県民に的確に伝えるための創意工夫のある提案内容となっているか。	30	A B C D E	
業務遂行体制	・実施体制及び実施スケジュールは計画的で適切か。		10	A B C D E	
合 計			100		

評価	評価内容	評価値
A	特に良い	1.0
B	良い	0.8
C	普通	0.6
D	劣る	0.4
E	特に劣る	0.2

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日

令和7年5月14日（水）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。
採点評価 順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての応募者に審査結果を通知する。また、上位3者に対しては、プレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日（予定）

令和7年5月22日（木）

※ 参加者には開始時間及び審査会場等の詳細を別途お知らせする。

ロ 実施方法

- (イ) 出席者は、1 企画提案者につき 3 名以内とする。
- (ロ) 1 企画提案当たりの持ち時間は、25 分以内（説明 15 分以内・質疑応答 10 分以内）とし、後日指定する時間割により企画提案者毎に個別に行うものとする。
- (ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。
- (ニ) 応募者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
なお、パソコン等を使用する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。この場合、大型モニター及び HDMI ケーブル以外の機器は応募者が準備すること。

ハ 結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を通知するほか、選定結果を宮城県企画部統計課ホームページにて公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問や異議は受け付けない。

9 応募者が 1 者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が 1 者の場合

上記 8（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を委託候補者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

- (1) 原則として、選定委員会で選定された委託候補者に本業務を委託することとする。
- (2) 県は、選定した委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を委託候補者とする。
- (4) 本業務の実施に関して、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また、契約締結後の具体的な業務内容や進め方等については、随時県と協議して決定する。なお、協議が整わなかった場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を委託候補者とする。

11 失格事由

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本募集要領に従っていない場合
 - ハ 上記 8（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ニ 同一の応募者が 2 点以上の企画提案書を提出した場合
 - ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ヘ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) その他
 - イ 企画提案書等の提出を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第 4 号）を提出すること。
 - ロ 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- ハ 企画提案書等の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求められることがある。

1 2 業務成果の取扱い

- (1) 本業務による成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、県に帰属するほか、県は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (2) 成果物に係る著作権人格権について、受託者は県が認めた場合を除き行使できないものとする。

1 3 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約完了後も同様の扱いとする。

1 4 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

1 5 その他必要な事項

企画提案に参加する応募者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

1 6 問い合わせ先

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付ける。

宮城県企画部統計課国勢調査班

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館3階南側会議室

電話：022-395-7085

E-mail：toukeik@pref.miyagi.lg.jp